

京都市告示第 406 号

京都市山科地域体育館の指定管理者である株式会社ビバから、京都市地域体育館条例第4条に基づき、供用時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成20年2月29日

京都市長 門川 大作

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日における京都市山科地域体育館の供用時間を、午前10時から午後10時までとする。

(理由)

施設利用の実態等に即した供用時間の設定を図るため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)